

会社へマイナンバーを提出されていない方々へのお知らせです (高島屋健康保険組合より)

2022.4.28

会社経由でマイナンバーが速やかに提出されない場合、健保加入者が医療機関（病院・薬局など）の窓口でオンライン資格確認ができないといったトラブルにつながるおそれがあることから、健保組合は、行政から直接（J-LIS照会を活用した）マイナンバーの取得を求められています。



お知らせ

今後は、上記の対象者のマイナンバーを、法に基づき行政から直接、取得・連携することをお知らせします。

当健保は、「個人番号利用事務実施者」として、あくまでその事務の範囲内でマイナンバーを使用します。

※当健保からは、行政機関、地方公共団体等以外に対して、マイナンバー情報を提供することはありません。
（会社に提供することはありません）

皆さんが会社へマイナンバーを提出していない場合に起こってしまうこと（例）

- 「マイナンバーカード」でのご自身の「健康保険証」利用の登録ができません（マイナポイントを得る申請手続きもできません）
- 医療機関でのオンライン資格確認ができず、窓口でのトラブルにつながる恐れがあります。

お問合せ先 高島屋健康保険組合 06-6631-1383